

# 佐竹南家 御日記 第十卷

自 享保十七年 至 延享元年

「佐竹南家御日記」は、湯沢の所預であつた佐竹南家の御用所において天和二年（二六八二）から慶応四年（二八六八）まで書き継がれた公用日記である。地方武士の暮らしや農業、商業、交通、宗教、気象など詳細に記され、当時の社会事情を知る貴重な近世史料である。

本書は、享保十七年（一七三二）から延享元年（一七四四）までの十一年分を収録したものである。

- 西国、中国にて不作のため（享保の飢饉）、上方では米価が高騰し世情不安である。不審者が入国しないよう注意し、また、火の用心のため昼夜廻り番を付けるようにとの通達が出される。（享保十八年二月）
- 久保田より儉約の通達があり、元服や婚礼の祝儀も極力質素にとめるようにとのこと。（享保十八年五月）
- 藩外への輸送を禁じている漆実（蠟燭の原料）を他領へ流す不屈きな者がいるので、小道の見回りを増やし取り締まるよう通達が出される。（元文元年七月）
- 石巻沖に国籍不明の船が三艘あらわれ、一時警戒態勢をとったが、商船と判明したので警戒をといた。（元文四年六月）
- 南家本宅の修繕並びに久保田の長屋と清涼寺（南家菩提寺）本堂の建て替えを行うため、役内山の本五千本の拝領願を提出する。（元文五年七月）
- 栗駒山が噴火し、見分したところ五十間四方が焼け、特に仙台領の方が多く焼けた様子。十九日晚は、仙台領で雷のような音が鳴り響き、石などが秋田領の方へ崩れた。（延享元年正月）
- 八代義伯逝去（享年三十歳）。嫡子義舒幼弱なため、義伯の弟である義持を看抱養子とし、禄高の三分の一を減ぜられ、残高五千五百三十四石にして家督相続する。（延享元年六月）
- 藩よりの通達で、新酒は一杯十六文、にがり酒は一杯七文と定められる。（延享元年九月）
- 大雪のため、家臣の居宅二棟が倒壊する。（延享元年十一月）

## 待望の「第十卷」刊行される



- ◎ A5判・上製・布クロス装・函入
- ◎ 本文Ⅱ九一〇頁
- ◎ 二五〇部出版
- ◎ 定価八、〇〇〇円（税込）
- ◎ 発行 湯沢市教育委員会

〒012-8501

湯沢市佐竹町1番1号

TEL 0183-73-2163  
FAX 0183-72-8515